

# 京都薬科大学個人情報保護規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、京都薬科大学（以下本学という。）が業務上の必要に応じて収集および保管する個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、学生および教職員の権利・利益およびプライバシーを保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは学生および教職員に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2 この規程において「学生」とは、本学学則に定められた学部学生、大学院学生およびそれに準じる学生等であつて、現在在籍し、または過去に在籍したものをいう。

3 この規程において「教職員」とは、現在本学の業務に直接従事し、または過去に従事したものをいう。

4 この規程において、「個人情報管理者」とは教室主任および所属長の任にあるものをいう。

(責務)

第3条 本学は、学生および教職員の個人情報保護のために、その適切な取り扱いについて必要な措置を講じなければならない。

2 本学の教職員は、学生および教職員の権利・利益およびプライバシーの保護に努めなければならない。

3 本学の教職員は、知り得た個人情報を漏洩し、また不当な目的に使用してはならない。

## 第2章 個人情報の収集、利用および提供

(収集の制限)

第4条 個人情報の収集は収集目的を明示し、目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

2 以下の各号に掲げる個人情報は収集してはならない

(1) 思想、信条および宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となる事項

3 個人情報を収集するときは、本人から直接に情報を収集しなければならない。ただし、以下の各号の定めにある場合はその限りではない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 個人情報保護委員会が正当な理由があると認めたとき

(利用の制限)

第5条 収集した個人情報、収集した目的以外のために利用してはならない。ただし、以下の各号の定めにある場合はその限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 個人情報管理者が調査・統計をとる必要があると認めたとき
- (5) 個人情報保護委員会が正当な理由があると認めたとき

(第三者提供の制限)

第6条 収集した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、以下の各号の定めにある場合はその限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(志願者・合格者等の個人情報の収集、利用および第三者への提供)

第7条 本学の学生となる目的で本人から提供された個人情報に関しては、前第3条を準用する。

### 第3章 個人情報の管理

(個人情報の適正管理)

第8条 個人情報管理者は、個人情報の安全管理および正確性を堅持するため、次に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の改ざん、漏洩、紛失または毀損を防止すること
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと
- (3) 保存する必要がなくなった情報は、速やかに廃棄または消去を行うこと

(個人情報の機械処理の機能の限定)

第9条 個人情報をコンピュータ等によって機械処理する場合は、業務上の必要な範囲にその機能を限定しなければならない。

(業務の委託)

第10条 個人情報管理者は、個人情報の取り扱いを含む業務を学外に委託する場合は、個人情報の適正な取り扱いについて受託者が守るべき義務および事故時の責任範囲を当該契約において明らかにしなければならない。

### 第4章 個人情報の開示および訂正

(個人情報の開示請求)

第11条 この規程に基づく個人は、自己に関する個人情報について開示の請求をすることができる。

2 前項の請求は、当該請求に必要な事項を明記した文書を、当該個人情報管理者あてに提出して行うものとする。

3 第1項の請求を受けた個人情報管理者は、当該個人情報を遅滞なく開示するものとする。ただし、開示をしないことに正当な理由があると認められる個人情報についてはこの限りではない。

(個人情報の訂正請求)

第12条 この規程に基づく個人は、自己に関する個人情報について誤りがある場合に、訂正の請求をすることができる。

2 前項の請求は、当該請求に必要な事項を明記した文書を、当該個人情報管理者あてに提出して行うものとする。

3 第1項の請求を受けた個人情報管理者は、当該請求に関する事実を調査・確認し、速やかにこれに応じるものとする。

## 第5章 個人情報保護委員会

(個人情報保護委員会の設置および権限)

第13条 本規程の目的を達成するために個人情報保護委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会は前条までに定めるもののほか、次の事項について審議、決定することができる。

(1) 個人情報保護に関する重要事項

(2) 本規程の施行に必要な細則等を定めることができる

(3) 委員会が必要と判断した事項

(構成)

第14条 委員会は次の委員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 事務局長

(4) 教室主任 若干名

(5) 事務局次長

(6) 課長 若干名

2 委員会の委員長は学長とし、副委員長は副学長および事務局長とする。

(事務局)

第15条 委員会の事務局は学長企画室が行う。

## 第6章 不服の申立て

(不服の申立て)

第16条 この規程に基づく個人は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に不服申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、当該申し立て事項を明記した文書を、個人情報保護委員会事務局あてに提出して行うものとする。

3 個人情報保護委員会は、不服申立てを受けた場合は速やかに審議、決定し、その結果を文書等により学生および教職員に通知しなければならない。

4 個人情報保護委員会は、申立てが正当であると判断した場合は、当該個人情報管理者に対して開示、訂正等の勧告をすることができる。

## 第7章 調査・罰則

### (調査)

- 第17条 教職員は、本規程に違反があると判断した場合は、その事項について速やかに個人情報管理者に報告しなければならない。
- 2 個人情報管理者は、個人情報の取り扱いが本規程に抵触するおそれがあると認識した場合は、その事実について速やかに調査し、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は個人情報管理者の調査とは別に独自に調査することができる。

### (罰則)

- 第18条 本規程に定めた責務に違反したものを懲戒処分とする場合は、京都薬科大学懲戒委員会規程に基づき行う。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。